

半導体を巡る米中対立激化、第三国への影響も拡大

◆中国の輸出管理法が本格始動、米国への禁輸措置も実施

中国では、包括的な輸出管理法が2020年12月に施行されたが、規制対象品目を定めた細則などは発表されず、実質的には規制の影響はなかった。しかし、24年12月1日に「両用品目輸出管理条例」が施行され、本格的な輸出管理が始動した。この条例において、軍事用途・民間用途の両方に使用可能な品目や技術（両用品目）を定め、それらの輸出に際しては政府の許可が必要となった。

また12月3日には、半導体の材料や製造時に使用される両用品目について、米国向け輸出の規制強化が施行された。具体的には、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料（※）関連の米国向け輸出を禁止するとともに、黒鉛については、輸出許可を与えるにあたり、米国の最終使用者と用途を厳格に審査するとしている。これらの規制は、中国から米国への直接輸出だけでなく、日本などの第三国を経由した再輸出にも適用される。

※工具や金型などの材料として利用される合金。半導体製造時にも使用される。

◆米国は半導体製造装置の輸出規制を強化、対中投資規制も実施

中国の輸出規制強化の背景には、米国の対中規制強化がある。

12月2日、米国は半導体製造装置や関連製品の中国に対する輸出規制を強化した。これまでも一部の半導体製造装置の対中輸出が規制されていたが、規制対象となる製品を拡大した。米国製だけではなく、海外で製造された装置も規制対象となる（日本など一部の国は、米国同等の厳しい規制を導入済のため対象外）。

さらに米国は、半導体関連の対中投資規制を25年1月2日に開始した。先端半導体やAIなどに関する対中投資を禁止し、その他の半導体関連への投資についても、米国財務省への報告が必要となった。規制を受ける対象は米国企業・個人であるが、個人には米国外に居住する米国籍者や米国永住権保持者も含まれるため、経営層に該当者がいる際は、米国外の企業も規制を受けることになる。

半導体に関する米中対立の激化は第三国企業にも影響を及ぼしており、日本企業も今後の規制動向に注意が必要だ。

【今村弘史】